

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

|                   |                             |  |
|-------------------|-----------------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 南あわじ市<br>(28224)            |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 神代上中原<br>( 神代上中原 )          |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和 6 年 12 月 26 日<br>(第 1 回) |  |

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻とたまねぎ・キャベツ・レタス等の露地野菜を組み合わせた複合経営を行っている。地域内の農地は 70% が基盤整備ができておらず、未整備区域は小さく形の悪い農地が多く作付放棄田の発生も見受けられ、農道の多くは農業用車両が 1 台通行する幅しかなく農業効率が非常に悪いのが現状である。

現在の担い手は高齢化が進み経営継承による若手の新規農業者もほとんどなく、地区内農業者の平均年齢は 75 歳となっているのが現状である。耕作不便な農業経営であることから既に耕作を放棄し、草刈などの管理保全のみを行っている農地が増えつつある。後継者不足等が原因での耕作放棄田及び保全管理田が増えることが懸念されている。さらに、集落東南側の山林が農地と接しているため鹿猪の獣害対策も多く、防護柵や捕獲オリの管理修繕は集落の負担となっている。

農業者： 35 人（うち、50 歳未満 0 人）、他地区から入作 5 者（うち、50 歳未満 5 人）  
組 織： 農地水組織（構成員 31 人）

### (2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稻と野菜の複合経営を行っている。10 年後に集落内での後継者は不足すると考えられるため、持続可能な農地利用のあり方や農道・水路・ため池などをどのようにして維持管理するかを考える必要がある。

また、集落内の農地の 70% はほ場整備ができていない。現在、他地区からの入作者は、未実施の農地においても入作してくれてはいるものの、直近のアンケート結果を見れば離農や作付農地の縮小は止まらない。よって、他地区からの入作者を集落全体として受け入れるための意識改革を進めつつ、入作可能農地を常に把握していくことで入作者に積極的な情報提供と貸付地拡大を行い、集落内の農業環境を守り維持するものとする。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                        | 31.1 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積       | 31.0 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】 | ha      |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおりに）

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおりに)

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 農用地の集積、集約化の方針                                                                                                                                                                         |
| 担い手が高齢化となっており、今後の離農や作付規模縮小の勢いは止められないため、地区外からの入作者を中心に農地を集積していく。                                                                                                                            |
| (2) 農地中間管理機構の活用方針                                                                                                                                                                         |
| 利用権設定されている農地については、期間満了後に農地中間管理機構の指導により適切な条件に付け替える。                                                                                                                                        |
| (3) 基盤整備事業への取組方針                                                                                                                                                                          |
| 地域内の約70%はほ場整備がされていない。ほ場整備取り組みへの集落討議の機会がこれまでも数次あったが全体合意には至らなかった。前回の5年前の討議でも地区内の未整備農地のほぼ全てを、実質負担金ゼロの基盤整備を目指す検討がなされたが話はまとまらなかった。<br>よって当地区の場合は、農用地の大区画化ではなく、農道拡幅や用排水路改修を中心とした基盤整備づくりを目標としたい。 |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                                                                                                                     |
| 集落内のみでの農業後継者の確保が難しいことから、他地区からの入作者を迎える体制を推進し、地域内での担い手の育成確保に努める。すでに入作している農家にはさらなる規模拡大のために集落ぐるみでの協力体制を確保する。                                                                                  |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                                                                                                                      |
| 高齢化が進む中、育苗・移植・施肥・薬剤散布・収穫作業の全般について、農業支援サービスへの検討を深めるが、集団化や共同化による効率的な作業委託を積極的に進める必要がある。                                                                                                      |

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

|                                               |                                                 |                                  |                                            |                               |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等          | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

① 鳥獣被害対策として、シカやイノシシの潜み場とならないよう耕作放棄地の草刈りと、寄せ付ける要因となる野菜くずを放置しないことを集落内で徹底したい。また、これまで4,000mの防護柵と設置し、定期的に集落で点検を実施しているが、老朽化や破損箇所があった場合には、これまでと同様に修繕や補強を進める。オリ捕獲については、点検と捕獲作業に従事している者の負担が大きいため、日頃の点検作業や捕獲時のサポートでのグループづくりを進める。

②⑨ 耕畜連携として、集落内にある肉牛育成者からの乾燥堆肥を多くの耕作者が利活用しているが、今後は入作者へも安価で優良な堆肥の情報提供を進めたい。

⑦ 令和元年度から多面的機能支払制度の活用により、集落ぐるみで不耕作地の畦畔等の維持管理に努めている。次期5ヵ年もこの制度の有効活用を予定している。